

## 京丹後市地域雇用促進協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、京丹後市地域雇用促進協議会と称する。

### (目的)

第2条 本会は、関係行政機関、関係団体及び会員との連携により、地域雇用の促進及び地域の発展を担う人材の確保、育成、定着等、雇用の安定化を図り、市内産業の振興と地域の活性化に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 雇用の促進に資する事業
- (2) 人材の確保、育成、定着等、雇用の安定に資する事業
- (3) 雇用対策に関する調査、研究、情報収集及び提供
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事項

### (組織)

第4条 本会は、関係行政機関、経済産業団体、福祉団体、教育機関等の推進機関で構成する幹事会、及び京丹後市内に所在地を有し本会の目的に賛同する事業所等の会員をもって構成する。

2 幹事会は、各推進機関を代表する幹事をもって運営することとし、第2条の目的達成のため必要な事項を立案し、その推進にあたる。

### (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副会長 1名
- 会 計 1名
- 監 事 2名

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 会計は、本会の出納事務を担当する。
- 5 監事は、本会の業務及び出納事務を監査する。

### (役員を選任)

第6条 会長及び副会長は、各推進機関の幹事の互選により選出する。

- 2 会計は、各推進機関の幹事の中から会長が指名する。
- 3 監事は、各推進機関の幹事及び会員の中から会長が指名する。

### (任期)

第7条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

- 2 総会は、年度毎に開催する年度総会と、会長が必要と認めた場合に招集する臨時総会とする。
- 3 総会は、会員の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。ただし、委任状による場合も出席とみなすことができる。
- 4 幹事会は、会長が事業の推進に必要と認めた場合に随時、これを招集する。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、京丹後市商工観光部商工振興課に置き、事務局員は京丹後市商工会経営支援課、京丹後市商工観光部商工振興課の職員をもってあてる。

(会計)

第10条 本会の経費は、構成団体、事業参加企業からの負担金をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会において決算報告する。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成29年6月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月10日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年6月24日から施行する。